

生物の多様性の保全のための民間活動の促進に関する法律案(仮称)の検討状況について

現状の課題等

◆生物多様性について深刻な危機に直面

- 希少な野生動植物の減少
 - ・人間活動や開発による種の減少
- 二次的自然の手入れ不足
 - ・竹林の増加による雑木林の侵食
 - ・鳥獣（ニホンジカ等）による生態系被害
- 外来種の侵入による生態系の攪乱
 - ・本来その地域に生息・生育しない種や園芸種等の侵入による在来種の駆逐



地域希少種の減少



本来その地域に生育しない樹木の侵入による生態系の攪乱



シカによる樹木の採食

◆地域の特性に応じた保全活動が必要

- 地域の特性を踏まえた活動の必要性
 - ・我が国の自然的・社会的状況は地域によって多種多様
 - ・保全活動も地域の特性に対応することが必要
- 多様な主体の連携による活動の重要性
 - ・地域における生物多様性の保全に中心的な役割を担う地方公共団体や民間団体、住民等の多様な主体の連携が重要
 - ・しかし、活動を希望する団体と、活動を求める土地所有者との間でミスマッチが見られる等、必ずしも効果的な連携が図られていない



野生動物の餌場となる水辺の整備



竹林の防除

◆生物多様性の保全に対する社会的要請の拡大

- 生物多様性基本法(平成20年)の制定
 - ・多様な主体の連携による保全活動の重要性(基本法第21条)
 - ・基本法に基づく生物多様性国家戦略2010(3月閣議決定予定)の策定
- 生物多様性条約COP10の開催(愛知県名古屋市)
 - ・我が国は議長国としてリーダーシップを発揮する必要
 - ・「多様な主体の参加の促進」についても議論

これらの課題等に対処するため、**地域における多様な主体の連携による生物多様性保全活動を促進する制度の構築が必要。**

以上を踏まえ、例えば以下の項目について制度化を検討することが必要ではないか。

制度の考え方

1. 基本方針の策定

地域における生物多様性の保全活動を促進するための施策等に関する基本的な考え方の提示。

2. 地域における連携した生物多様性保全活動の促進制度の構築

(1) 地方公共団体による計画の作成

地域における生物多様性の保全の中心的な役割を担う地方公共団体による地域の多様な主体の連携による保全活動をまとめた計画の作成。

(2) 民間団体等の発意による活動の促進

民間団体等の多様な主体がその発意によって主体的に計画案を作成し、地方公共団体に提案するという仕組みの構築。

(3) 多様な主体の参画

計画作成の過程において、民間団体や住民、関係行政機関等の地域における多様な主体が意見を述べるなど、計画作成に参画する機会(協議会等)の創設。

(4) 計画の有効性等の確保

計画の有効性や実効性等の確保するため、また、(5)の国による規制の特例措置の適否を判断するため、国による計画の審査・認定。

(5) 関係法令の規制の特例措置

計画に基づく活動の一層の促進を図るため、計画に基づく活動について、自然公園法等の関係法令の行為規制に係る手続を簡略化する等の特例措置。

(6) その他の支援措置

(5)の規制の特例措置に加え、計画に基づく活動について、財政上の措置等の支援。

3. 関係者のニーズをマッチングする仕組みの構築

民間団体、土地所有者、企業、地方公共団体等の関係者に必要な情報を的確に提供し、関係者のニーズをマッチングする等の支援業務を行う仕組みの構築。

4. その他

上記に加え、以下のような課題についても検討が必要。

- ・耕作放棄地の増加などの自然的・社会的環境の変化により、生物多様性の保全が危ぶまれていることへの対応についての規定。
- ・国立公園等の特に優れた自然環境を有する土地の保全を一層推進するための民間活動を促進する特別の仕組み(土地の買入れ、買入れた土地の保全等)の構築。

※ 制度の考え方については、農林水産省と国土交通省と調整中。